

平成26年度 第4回府中市福祉のまちづくり推進審議会 会議録

- 日 時：平成26年7月17日（木） 午前10時～11時45分
- 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第1会議室
- 出席者：（五十音順・敬称略）
 - <委 員>
 - 安藤節子、遠藤乃理子、桑田厚子、小嶋澄子、下條輝雄、鷹野吉章、中山圭三、藤原源郎、村中輝、吉田ヒサ子、和田光一
 - <事務局>
 - 福祉保健部部長（川田）、福祉保健部次長兼地域福祉推進課長（遠藤）、地域福祉推進課長補佐兼福祉計画担当副主幹（宮崎）、高齢者支援課長（石川）、地域支援統括担当主幹兼施設担当主幹（安齋）、高齢者支援課長補佐兼介護保険担当副主幹（浦川）、高齢者支援課地域支援係長（楠本）、障害者福祉課事務職員（布目）、地域福祉推進課事務職員（渡部）、地域福祉推進課事務職員（飯泉）
 - 株式会社生活構造研究所（青木、佐藤）
- 傍聴者： 1名
- 議 事
 - 1 開会
 - 2 議題
 - （1）会議録の確認について
 - （2）次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の素案について
 - （3）地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について
 - 3 その他
 - 4 閉会
- 資 料
 - 資料1 平成26年度第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録
 - 資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 素案
 - 資料3 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画（平成25年度実績）

1 開会

事務局： 皆さまおはようございます。ただ今から平成 26 年度第 4 回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開催いたします。本日の会議は、委員 15 名中 11 名のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。

議題に入る前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。事前送付資料は、資料 1 と資料 2 でございます。本日配布した資料は、議事次第と資料 3 でございます。本日の審議会では、前回の審議会でのご意見をもとに修正した次期計画の素案についてご検討いただく予定としております。とくに、第 4 章の重点施策と第 5 章の計画の目標に向けた取組みを中心に検討いただく予定としております。また、現行計画の事業の 25 年度実績につきまして確認をさせていただきたく予定です。

本日の会議には、聴覚に障害のある委員がいらっしゃいますので、ご発言の際には挙手をして、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

また、本日の審議会は、傍聴希望の方がいらっしゃいます。入場していただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局： それでは、傍聴希望の方に入場していただきます。続きまして、議題に移らせていただきます。以後の進行につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

2 議題

(1) 会議録の確認について

会長： 皆さんおはようございます。それでは議題に入りたいと思います。まず資料 1 の会議録の確認でございますが、何か修正あるいは確認等はございますか。なければ、会議録は承認ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(2) 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の素案について

会長： 資料 2 については、前回から修正箇所がございます。まず第 4 章の重点施策を検討し、その次に第 5 章の計画の目標に向けた取組みについて、少し細かく確認をさせていただければと思ひます。事務局から資料 2 の説明をお願いします。

(事務局より、資料 2 の第 4 章について説明。)

会 長： 第4章の重点施策ですが、73から77ページです。この辺についての確認、質問はございますか。

委 員： 74、75ページの地域福祉コーディネーターについて、地域福祉コーディネーターの役割は、個別支援だけではなく、個別支援で浮かび上がった内容を地域へ還元するところも大きいと思います。地域力を結集して、新たな活動体を地域の住民と協働してつくりあげるということが、コーディネーターの役割として、全社協あるいは東京都の社会福祉協議会等でいわれている基礎的な部分です。そういったところを念頭に置かれたほうが、より運用の幅と申しますか、実態に合ったかたちになるのではなかろうかと考えます。

75ページの図は、自助、互助、共助、公助といった文言もあると、よりわかりやすいのかなと思います。共助と公助は、図表の「市役所」の枠の中や、「国・都」の枠の中に、どこまで盛り込めるかといったところが難しいところはあるかもしれませんが、自助・互助の部分と共助・公助の部分は、若干異なっているところは、なるべくわかりやすく表記したほうがいいのかと感じました。

会 長： 地域福祉コーディネーターというのは、個別支援と地域力の育成、それがメインの役割ということで、それは再度確認をさせていただきたいと思います。

それから、75ページの図の中に、自助、互助、共助、公助の考え方を取り入れてはどうかというご意見でございました。その辺について、事務局からお願いいたします。

事務局： 委員のご指摘のとおり、地域福祉コーディネーターの役割について、東京都社会福祉協議会等の解説などでは、個別支援や課題を解決するための仕組みづくりを地域で取り組んでいくということです。

現行計画では未実施の事業でございますが、地域コーディネーター（仮称）の育成・配置ということで、基本的には地域をつなぐという役割が主だったところでございますが、次期の計画では、個別支援、個々の困っている人をいかに支援していくかというところを主眼に、このような記載をさせていただいております。次期計画の計画期間の後半では、こういった場合にはこういうパターンで支援をする、地域での支援ができるなど、個別ケースを積み重ねていったところで、支援や課題解決の仕組みづくりも視野に入れた活動ができるのではないかと考えております。

自助・互助・共助・公助については、福祉計画として、分野横断的に地域福祉、高齢、障害、その他の福祉分野も含めた共通の考え方を示す部分の中に記載しております。具体的には、委員からのご指摘をもとに、よりわかりやすいかたちで示していければと考えております。

会 長： ほかにご意見等ございますか。

委員： 地域福祉コーディネーターは、社会福祉協議会とは別に育成していくということですか。

会長： 事務局、お願いします。

事務局： 現在、社会福祉協議会で地域福祉コーディネーターの設置、育成に向けて活動しているということは、市でも承知しております。基本的には、社会福祉協議会で育成しているコーディネーターを活用するかたちを考えておりますが、福祉エリアで様々な特性がありまして、コーディネーターを人数的にどのくらい配置するかということもございますので、地域における公益的な活動に関心がある社会福祉法人も含めて、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターを基本イメージに、意欲と能力のある事業者にご協力をお願いすることを考えております。

会長： 地域福祉コーディネーターの資格や研修をどうしていくのかということは、計画素案としては何か考えているのでしょうか。

事務局： まだ資格要件などは確定しておりませんが、社会福祉士など福祉の知識、技術に精通した方を想定しております。かつ、地域の何でも相談的な要素が出てきますので、ある程度相談支援の実績や、ソーシャルワーカーの能力というところを重視して、知識、経験、技術を持った方を想定しているところです。実際に配置する場合には、資格要件をある程度定めた上で、募集するようになるかと考えております。

会長： ほかに何かございますか。

副会長： 地域福祉コーディネーターについて、ご説明があった考え方は、私も非常に良いと思っています。個別支援と地域支援をうまく調整しながら、総合的に取り組んでいくということは、一番求められていると思うのですが、ご説明があったように、具体的に個別支援の事例を積み上げていくということが大事で、そのために地域のさまざまな関係機関や住民の方々の参加、協働を得ていくことが重要になってくるわけで、結果として地域づくり、地域の福祉力を高めていくことにつながっていくということです。基本的に個別支援を軸にしながら、地域の福祉を耕していくようなかたちで考えていくのがいいのではないかと私も思いました。

そのためには、やはりプロセスですね、いきなり、すべてうまくいくというわけではないので、地域包括支援センターが設置されて徐々にネットワークをつくっていったプロセスがあると思うのですが、地域福祉コーディネーターも配置されてから、どういう段階を踏んで個別支援と地域支援を統合的に取り組

めるようになっていくかというようなことも、設置の前から十分に計画を練って取り組んでいただく、プロセスもしっかりと考えていく必要があると思います。そういった中で、必要なこともあぶり出されてくるのかなと思いました。

委員： 地域福祉コーディネーターについて、募集の資格要件として、聴こえない人はどのようになるのでしょうか。

事務局： 現時点では、具体的な資格要件を定めているわけではございません。実際に地域福祉コーディネーターになっていただく方につきましては、今後、障害者差別解消法の施行といった動きもありますので、障害にとらわれないかたちでの採用要件を整備していく必要があるとは考えております。

実際に、聴覚の障害をお持ちの方がコーディネーターになった場合ですが、込み入ったお話を筆談ということだと、なかなか難しい部分もございます。場合によっては、手話ボランティアの力を借りながらですとか、メールや文書での相談受付を担っていただくなど、工夫の余地があるものとは考えております。まだ仮定の話で、あまり具体的な話になっておらず申し訳ございませんが、以上でございます。

会長： よろしいですか。

委員： わかりました。有り難うございます。

会長： そのほか何かございますか。

75 ページの図表ですと、今までどおりの相談体制に近いかたちで、そこに総合相談が入るという流れになっています。地域福祉コーディネーターは、地域の社会資源をいろいろ使いながらコーディネートしていくという流れだと思うのですけれども、もうちょっと、地域の中で存在感が出るようにしていただければと思います。ほかに何かございますか。

委員： 生活困窮者の支援について、具体的にはどういう組織で行っていくのでしょうか。生活保護にかかわる生活援護課とは別に、生活困窮者の支援を担っていくところができるのか、というところがわかっていれば教えていただければと思います。

会長： 事務局よろしいですか。

事務局： 来年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、庁内で調整を始めている状況ですので、現時点での状況ということでお答えをさせていただきます。

平成27年4月の段階で、生活困窮者の支援の主管課は、生活援護課といたしまして生活保護を担う部門が担当することになっております。そこでまず生活保

護の対象になる人、ならない人を含めた相談の受付をする方向で準備を進めております。生活援護課を中心に、法で求められている各種事業を市の直営あるいは委託で実施するほか、庁内の関係部署、あるいは市内・市外の関係機関等と連携、調整の仕組みをつくっております。現時点では以上ですが、次期計画では総合相談とうたっているところもございまして、将来的には生活困窮者の支援体制を拡充した上で、総合相談に進めていくというような構想を描いているところでございます。

会 長： それに関してですが、日本で最近多いのは、相対的貧困といわれる層で、大体年収 130 万以下のひとり親家庭、年金生活者がものすごく増えてきているというのが現実でありまして、そういうところにきちんと対応していくということですから、今までの生活保護の担当とはちょっと変わってきているということだけ、きちんと認識をした上でシステムをつくっていただければと思います。ほかに何かございますか。

委 員： 府中市の福祉エリアは 6 地区あり、私は 5 地区で活動をしているのですが、エリアが広すぎるのですね。ゆくゆくはもっと小エリアにさせていただいて、小学校単位ぐらいまでにしていただければと考えます。文化センター単位でも 11 ありますが、まとまりがつかないという感じなので、6 地区ではどうなるのかと私はちょっと心配しています。

会 長： 福祉エリアの考え方について、確かに 6 地区では広いのではないかとということですが。

事務局： ご指摘のとおり、確かに 6 地区では広いということで、地域包括支援センターの区分けはこれより小さくなってしまっていて、大体 6 地区を半分にした大きさになっております。地域で関係づくりという点では、6 地区よりもっと小さくする必要はあると考えております。最初に 6 地区で設定しますが、将来的にはもっと刻んでいくという方向では考えているところです。

会 長： ほかに何かございますか。
また改めてご意見をいただければと思いますので、次に、第 5 章の計画の目標に向けた取組について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より、資料 2 の第 5 章の目標 1 について説明。)

会 長： 事務局から説明がありました、第 5 章の目標 1、安全・安心の仕組みづくりの推進というところですが、ご意見等ございますか。

委 員： 82 ページの (2) 権利擁護・虐待防止の推進のところ、今年度第 2 回の審

議会で私からちょっとお話した、いわゆる緊急事務管理の部分について、記載が見当たらないのですが、例えば読み替えができるような文章があればそれで構わないとは思っているのですが、その後の対応としてはどうなったのかを教えてくださいいただければと思います。

会 長： 事務局、お願いいたします。

事務局： 事務局として必要性は認識しているところです。ただ、実際にどのようなかたちで行うかというところは、具体的な記述はしておりません。成年後見など、それに関連した事業の中でまずは対応できないかということで、反映させていただいているところではございます。

会 長： よろしいでしょうか。何かございますか。

83 ページの③の虐待・暴力の防止のところ、DVの関係の記述があります。その中でも、4行目に「相談窓口の周知を図り、被害者およびその子どもの安全確保を支援します」と書いてありますが、おそらくこれは女性相談センターと連携を図りながら、ということだと思います。その辺、どうなのでしょう。

事務局： お見込みのとおりでして、東京都の事業や、府中市の場合ですと女性センターなどの相談事業について、市民の認知度が低いということですので、さらに周知を図っていくことを考えているところです。

会 長： よろしくお願いいたします。何かございますか。

それでは、次の目標2、いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりの推進について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より、資料2の第5章の目標2について説明。)

会 長： 何か質問はございますか。

90 ページの「認知症高齢者を支えるまちづくり」ということで、おそらくこれから一番の問題は認知症の問題で、オレンジプランで、さまざまなコミュニティ活動などをつくっていきこうということで取り組んでいますけれども、認知症のカフェ等については、どの程度つくるか、あるいはどういったかたちで行う予定なのか、確認をさせていただければと思います。

事務局： 市内に何か所つくるなど具体的な目標はまだ立てていない状況ではあるのですが、まずは認知症に対する市民の認知度を上げるために、周知の方法の1つとして地域の方が参加できるような場をつくらうというのが、認知症カフェという事業でございます。具体的には今後計画を立てていくこととなりますが、地域の方、特に社会福祉協議会をはじめ、地域の団体や住民の方の協力がなけ

ればできない事業ですので、今後こういった事業があるということを周知した上で、段階的に支援を進めていきたいと考えているところです。

会 長： NPOを含めた団体、そして地域住民の方など、いろんなところの協力を得てつくっていかうということですね。ほかに何かございますか。

委 員： 87ページの健康づくりについてですが、総合健診について、前回も話が出たのですけれども、府中市内では全国健康保険協会と提携する病院がないのです。他市では2、3軒はあり、総合医療健診を行っています。協会けんぽと契約していない場合、例えば行政指導のようなことをしているのかどうか。

一般的に総合健診をしますと、6万から7万ぐらいかかるのですが、協会けんぽに入っている方々は、2万5千円ぐらいの自己負担で総合健診が受けられます。しかし府中の医療機関には提携している病院が1軒もない。各市の医療機関は連携をしていますね。府中市から指導的なことや、お願いするということとはできないのでしょうか。

会 長： 事務局、お願いいたします。

事務局： 実際には協会けんぽと医療機関との調整にかかってくるところと考えております。市としては、直接、提携してくださいということは権限的な問題で難しい部分がございます。ただ、そういう声が多く上がってきているということは、医師会などを通じてお伝えはできるかと思えます。

委 員： 市内には大きな病院があるのですが、そういうところでも提携しないのですかね。他市では1軒か2軒は提携していると思います。提携先リストをみますと、府中市はゼロというのはどうなのかなと思うのですけれども。

事務局： 今後、研究させていただきまして、できるだけ働きかけは進めていきたいと考えております。

会 長： よろしいでしょうか。

委 員： はい。結構です。

会 長： それでは次に目標3、支えあいの福祉コミュニティの形成について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より、資料2の第5章の目標3について説明。)

会 長： 目標3について何かご質問、確認等はございますか。

ないようでしたら、それでは、また後でまとめて論議したいと思いますので、目標4に移らせていただきたいと思います。

(事務局より、資料2の第5章の目標4について説明。)

会 長： 目標4ですが、網掛けの部分が前回から修正されたところですが、その辺も含めてご質問、確認等がございますか。

委 員： 前回の審議会の資料では、第4章の前の章に課題や計画の基本目標が書かれており、企業や大学などとのパートナーシップの推進というような言葉が出ていたと思うのですが、目標4のどの辺に反映されているのかが、ちょっとわかりにくかったので教えていただきたいと思います。企業ボランティアにも今後期待しているところもあるので、その辺について教えていただければと思います。

会 長： 事務局、お願いいたします。

事務局： 企業ですと、関係団体との連携ということで、具体的には97ページの(3)パートナーシップの推進という部分で書かれています。とくに、①NPO等市民活動団体との連携による地域福祉の拡充、というところに記載しておりますが、当然この団体の中には、企業内でのボランティア等も想定しているところ

です。
事業者としての企業等については、98ページの③民間活力の活用による福祉サービスの確保、といったところで協働による福祉サービスの量的拡大と質の向上を図っていきたいと考えているところです。

場合によっては、もう少し具体的な記載に修正する必要があると考えております。

会 長： 府中市も有名な大手企業がいくつかあります。そういうところも含めて、企業の社会貢献という位置づけもでございますので、ぜひその辺も組み入れてシステム化していくことも必要かなと思います。ほかに何かございますか。

委 員： 市民の参加という立場からちょっとお尋ねしたいのですが、例えば、困っている方の相談窓口は、総合相談として1つにまとまってできる方向になったのですが、市民として何かしたいと思ったときの相談、例えば、個人が何かやりたいと思った時に活動する場所等が必要になるのですよね。93ページの③福祉活動拠点の拡充のところにも、空きスペースの活用ということが書いてあるのですが、やはり場所を借りるということが、おそらく一番大きな費用の発生源になると思います。そういうところのフォローなど、現段階ではたぶんボランティアセンターなどで紹介していただけるようなシステムにはなっていない

いので、市民の活動を支えるところはどこか、というところを、もう少しはつきりさせていたいただきたいなと思います。

会 長： 事務局、お願いいたします。

事務局： 現時点では、個人の任意のグループへの活動場所の提供が、活動にあたってのネックの1つになっているということは認識しているところです。活動拠点の絶対数が不足しているのが現状ですので、まずは公的な施設が使用可能かどうかというところを確認して、場所のストックをつくることから入らざるを得ないということが現状だと認識しております。例えば、役所をはじめとして、企業、団体等に場所の提供を働きかけていく必要は出てくるかと考えております。

市民活動の場の確保については、福祉分野以外のところで、市民協働の部署でも並行して進めているところがございますので、まずは活動場所のストックの拡充というところから対応していきたいと考えているところです。今後さらに検討していきたいと考えております。

会 長： よろしいでしょうか。

委 員： スペースについてはわかったのですが、個人でどこかに相談したい時は、やはりボランティアセンターということになるのでしょうか。

事務局： 担当は福祉の部署ではないのですが、現在、再開発中の地区に市民協働施設を設置するという構想があり、そういった窓口を設置するというところで聞いているところです。

会 長： よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。
それでは目標5について、事務局から説明をお願いします。

(事務局より、資料2の第5章の目標5について説明。)

会 長： 目標5について説明がありました。何かご質問はございますか。

委 員： 101ページの④のサインのことですが、外国語表記は何か国語ぐらいが案に上がっているのですか。

会 長： 事務局、お願いします。

事務局： 現在、府中市で対応しているのは日本語と英語、場合によってはローマ字表記です。オリンピック・パラリンピックの関係などで、東京都でもサイン表示

についての話が出ておりますので、可能な範囲で対応するという考えております。

会 長： ピクトグラムと言いまして、典型的なものは車椅子の絵や非常口の絵がありますが、オリンピックまでには統一しようということですので、その辺の情報をしっかり取り入れて、府中市もできれば先端的に取り組んでほしいというのがわれわれの希望でございます。ぜひよろしくをお願いします。

委 員： 99 ページの（１）の②福祉教育・啓発活動の推進について、社協では、現在、小中学校だけで、限りある時間の中で本当にわずかながらお手伝いをさせていただいているのが現状です。日頃から福祉意識を醸成するというのであれば、もうちょっと地域に根付いたかたちの福祉教育といいますか、仕組みづくりに一歩踏み込んだ表記のほうがベターなのかなと思います。

会 長： 事務局、お願いします。

事務局： 委員がご指摘のとおり、福祉教育は重要な施策の１つと考えております。例えば、介護や養護、認知症についての考え方、理解を深めることについて、地域での働きかけなど一種の福祉教育に取り組んでいるところでございますが、事業ごとに分かれている部分がございますので、表現を含めて、事務局で再度検討させていただきたいと考えております。

会 長： 有り難うございました。そのほか何かございますか。

委 員： 100 ページの（２）の②情報利用のアクセスの確保について、「障害のある人や高齢者、外国人など情報入手が困難な方に対して、さまざまな情報提供手段を活用して」と書かれていますが、どんな方法で情報を提供されているのでしょうか。

会 長： 「さまざまな情報提供手段」とは具体的にどういうものなのか、事務局からお願いします。

事務局： スペースの関係で記載していないところがあるのですが、例えば、視覚障害の方であれば、点字資料や音声読み上げ機能という方法があります。図書館では、DAISY（デイジー）と言って、音声を大量に記憶できる媒体で図書資料の貸し出しを行っております。また府中市のホームページには、読み上げのソフトをつけております。外国人には、現在、府中市インフォラインといって４か国語で書かれた市の広報を発行しています。以上のようなことが、情報利用のアクセシビリティ、要は、いかにいろいろな方に情報を届けることができるかということで対応をしているところです。今後も、特に市から出す情報な

ど、以上のような手段を活用していきたいということで、②情報利用のアクセスの確保について記載させていただいております。

会 長： よろしいでしょうか。ほかにございますか。

委 員： バリアフリーは物理面、制度面など4つに分かれているということを学んだのですが、今のお話は情報面でのバリアフリーということでもいいのですか。

事務局： 市民が自立した生活をしていくには、自分でさまざまな情報を取らなければいけないということがございまして、まずは、社会的な生活をする上で最初のバリアになっているものの1つとして情報がございます。ここでは特に情報面でのバリアフリーということで書かせていただいております。

会 長： バリアフリーの「バリア」には4つありまして、物理的なバリア、制度面でのバリア、情報面でのバリア、意識のバリア、この4つのバリアがあります。目標5では、それぞれに対応する事業が書かれています。

ほかになにかございますか。なければ、第6章の確認をさせていただきたいと思っております。

(事務局より、資料2の第6章について説明。)

会 長： それでは、資料2を全体的に第4章から第6章までの中で、質問、感想も含めてご意見をお願いします。

委 員： 74ページの(2)の②総合相談窓口の整備というところで、市役所内に総合相談窓口を整備して、ワンストップで業務を行うというお話でしたけれども、一市民としましては、一番身近な文化センターで、生活の中で困ったことの相談やアドバイスを受けたいと思います。というのは、文化センターは歩いていける距離で、そこで職員の方とのお話が結構日常の中では多いのです。

結論からいいますと、市役所内に整備する総合相談窓口は、基幹的なものとして活動なさっていくのだと思いますが、文化センターでそういう相談が出たときに、この市役所内の総合相談窓口を案内するという身近なきっかけになるところがあるといいのではないかと思います。といいますのは、この審議会が開かれる前に、市役所の1階をちょっとまわらせていただいて、いろんなパンフレットをいただけてきます。そのパンフレットには色々な情報が書かれていて、市役所に来れば、いろんなどころを使えるなということを感じます。先ほど、市役所に来られない方のために色々な方法があるのではないかというお話が出ましたけれども、そういった意味では、文化センターの役割は大きいと思っておりますし、活用しないともったいないのではないかなという気がしました。

会 長： 市役所だけに総合相談を置くのではなくて、文化センターなど一番身近なところにも、ぜひこういうシステムを考えてほしいということです。事務局、お願いいたします。

事務局： 市役所に来られないですとか、来るのが大変というお話は、よく伺っているところでございます。計画の中では、市役所内に総合相談窓口を整備するというところでありますが、あくまでもこちらは基幹的なものをまず市役所に整備するというところで記載させていただいております。

地域での相談をいかに行っていくかというところですが、高齢者ですと、今、11か所の地域包括支援センターが対応しているのですが、高齢者だけで収まりきらない課題というものも少なくないということで、それを補完、調整するものとして、地域福祉コーディネーターが困っている方のところへ直接伺うことなどを想定しているところです。まずは地域福祉コーディネーターが相談を受けた上で、地域の方のご協力を得ながら、課題を解決していく仕組みを構想しているところです。

文化センターを拠点として利用できないかというご指摘につきましては、今後、計画を実施していく中で、施設的に利用が可能ということであれば、当然、候補として考えられると思いますので、ご意見につきましては事務局で受けさせていただければと考えております。

委 員： 100ページに、③ユニバーサルデザインの周知というところがございます。こちらに「カラーバリアフリーガイドライン及びユニバーサルデザインガイドラインの周知」とございますが、これをもう少し具体的に説明していただきたいと思います。

会 長： 事務局から説明をお願いします。

事務局： 以前に市でガイドラインをつくらせていただいております。カラーバリアフリーガイドラインというのは、例えば、色の組み合わせで緑色の背景に赤色の文字を重ねると色覚障がいのある人にとっては識別しにくいといったことがありますので、わかりやすい色の使い方をまとめた冊子がございます。看板やサインをつくる時に、こういった色の使い方も考えてつくっていきまして、それをカラーバリアフリーガイドラインと言っています。

ユニバーサルデザインガイドラインは、府中市福祉のまちづくり条例で、例えば、スロープの手摺りはこういうところにつけてください、エレベーターのボタンの位置はこの辺です、などという決まりがあるのですが、そういった整備基準を簡単にまとめた冊子です。実は両方ホームページにも掲載しているのですが、市民の方はほとんど知らないという状況です。次期計画の中でも、市民の方にまずは知っていただくというところで取り組みを始めていきたいと考えています。

会 長： 一応ガイドラインをつくってあるそうですけれども、なかなかそれが周知できていないのですね。施設整備の分厚い冊子で、具体的にどういうふうにつくるかを書いてあるものもあります。ユニバーサルデザインについては、これから周知をしていくという作業になるかと思います。

ほかに何かございますか。それでは、ないようでしたら、次第の（３）の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について、確認をさせていただきたいと思います。

（３）地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について

（事務局より、資料３について説明。）

会 長： 25年度のバリアフリーの実施状況ですけれども、資料３で確認することやご意見等はございますか。

委 員： 37ページの事業番号90、ユニバーサルデザインガイドラインの周知徹底の事業実績で、配布したパンフレットなのですが、どのようなパンフレットでしょうか。見本を見たいのですが。

事務局： 申し訳ございません。今、持ち合わせがないので、後程お渡しさせていただきたいと思います。

委 員： 今年もまた配布予定ですか。

事務局： 例年、福祉まつりでバリアフリーの関係のブースを設けていまして、そこで配布をさせていただいているのですが、今年度も10月11日、12日で福祉まつりを開催する予定になっておりますので、そちらで配布する予定です。

委 員： 配布予定は何部ですか。

事務局： 例年、500部程度を用意しますので、今年度も同じぐらいの部数を用意する予定です。

委 員： 福祉まつり当日に配布ということですが、それでは市民の皆さまへの周知としては遅いのではないのでしょうか。今から市報に載せていただくのも時期が遅い部分があるので、もっと皆さんに早くから知っていただくためには、福祉まつりというよりも、もっと早い時期からパンフレットを配布していただけるといいのではないかと思います。

事務局： ご指摘の通り、市民の方への周知が徹底できていないのが課題と考えております。現在、年間を通して市のホームページに掲載をしております。また地域福祉推進課の窓口でパンフレットを配布しているところです。年間を通した活動をしているのですが、それでもPRが届いていないということで、年に1度の福祉まつりでとくにPR活動に努めているというのが今の事業展開の進め方でございます。

会長： よろしいでしょうか。

委員： わかりました。有り難うございます。

会長： ほかに資料3について何かございますか。
それでは、なければ、次第の3のその他について、今後の流れも含めて事務局からご説明をお願いします。

3 その他

事務局： 本日もご検討いただきました計画の素案につきましては、委員の皆様のご意見を踏まえた上でさらに修正を行い、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の計画原案として、7月31日開催の福祉計画検討協議会という高齢、障害、その他の計画も含めた福祉計画全体を調整する会議に提出させていただきます。そちらで必要な調整を行った上で、再度10月頃の福祉計画検討協議会で、内容の確認をいただき、正式な計画案とさせていただきます。

10月下旬から11月頃に、パブリックコメントを行います。計画案を市の施設やホームページに提示した上で、市民の皆さまに内容をご覧いただき、意見をいただいた上で、さらに修正を入れていくという手続きを取っていく予定としております。そのあと、必要な修正を入れた上で、正式な計画書として来年の4月に公表する予定です。

今後、介護保険などは細かいところが国から提示されるというような動きもございますので、そういったものにつきましては、その都度修正を加えた上で調整を図っていくことを予定しております。

つきましては、作業上で若干内容を修正させていただく場合がございます。その状況につきましては、福祉計画検討協議会の正副会長にお諮りした上で、適宜こちらの審議会にも報告をさせていただきたいと考えているところでございます。あらかじめご承知おきいただければと考えております。計画案の取り扱いにつきましては以上です。

続きまして、次回の審議会でございますが、計画内容の調整を経た上で、計画案として提示ということになりますので、それを含めまして今回は、10月から11月頃に開催させていただきたいと考えています。あわせて現行計画の25

年度の事業実績の報告もさせていただければと考えております。委員の皆さまには改めて日時等の詳細をご連絡させていただきますので、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長： 今後の予定でございますけれども、次回の審議会は10月から11月の間ということで、次期計画の内容の最終的な確認と、現行計画の事業の25年度実績の報告をしていただくということでございます。何かご質問はございますか。

事務局： 先程ご質問がありましたバリアフリーガイドラインですが、参考までにお配りさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委 員： 家に帰りましたら、よく読んで勉強したいと思います。有り難うございます。

会 長： かなり立派な資料になっていますので、ぜひこれが市民の目に届いて、こういうものかというところから、ぜひ始めていただければと思います。

それでは第4回府中市福祉のまちづくり推進審議会をこれで終了させていただきたいと思います。有り難うございました。

以上